

広報紙 VOL.43

水道だより

編集・発行
昭島市水道部
〒196-0025
昭島市朝日町4-23-28
TEL 042-543-6111
FAX 042-543-6118
令和元年10月



深層地下水100%のおいしい水道水

水道水を安定してお届けするために

水道配水用ポリエチレン管の採用 ～耐震化の推進～

水道部では、深層地下水100%のおいしい水道水を市民の皆様へ安定してお届けできるように水道管の耐震化を推進しています。

水道管の耐震化工事には、「ダクタイル鋳鉄管」を使用してきましたが、今年度から「ダクタイル鋳鉄管」に加え、「水道配水用ポリエチレン管」を新たに採用しました。

「水道配水用ポリエチレン管」は、「ダクタイル鋳鉄管」と同様に耐震性が非常に高く、震度6以上の地震にも耐えることができます。また、軽くて取り扱いやすく、耐震化工事を効率的に実施することができます。



参考：配水用ポリエチレンパイプシステム協会

深層地下水流動調査の実施 ～持続可能な深層地下水の保全と利用～



深層地下水100%の水道水を次の世代に確実に引き継いでいくためには、深層地下水の起源と流動メカニズムを踏まえた上で、持続可能な深層地下水の保全と利用のあり方について検討することが重要です。

そこで、水道部では、今年度から3年間かけて深層地下水流動調査を実施します。地下水流動調査は、これまでも平成14年度から平成16年度にかけて実施してきましたが、10数年が経過し、当時とは土地利用や気象状況が変化し、水質分析や水収支解析の手法も高度化しています。

今回の調査は、最新のデータと知見に基づいて昭島市の深層地下水の起源と流動メカニズムを解明しようとするもので、深層地下水の監視手法や適正利用の検討に役立てられ、「昭島の地下水(だから)とともに」という理念の実現に資するものです。

- | | | | | |
|---|-----|------------------|-----|-------------------|
| も | 1 P | 水道水を安定してお届けするために | 3 P | 指定給水装置工事事業者のみなさまへ |
| く | 2 P | 平成30年度決算のあらまし | 4 P | 貯水槽水道の衛生管理について |
| じ | 3 P | 震災時の給水拠点 | | 漏水調査を実施しています |

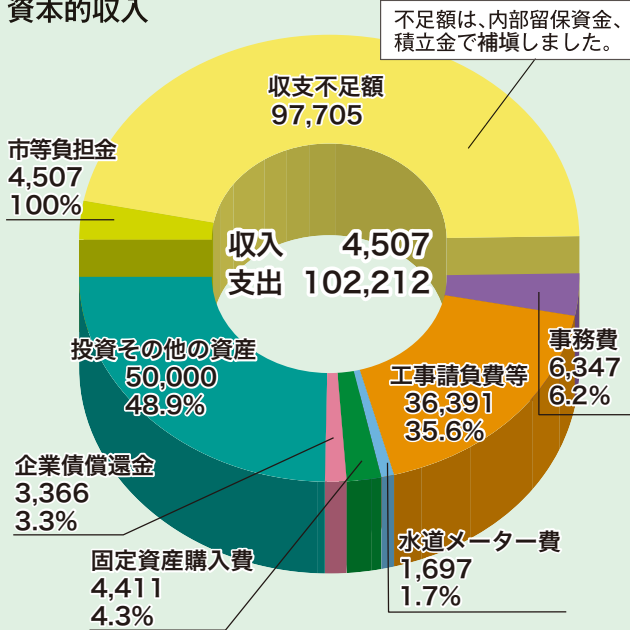
平成30年度決算のあらまし

おいしく安全な水道水の安定供給に努めるとともに、災害に強い水道施設の整備に取り組んでいます。

資本的収支

水道施設の建設・改良のために投下した資金の内容を明らかにして、財政状態を表す貸借対照表の基となる会計

資本的収入



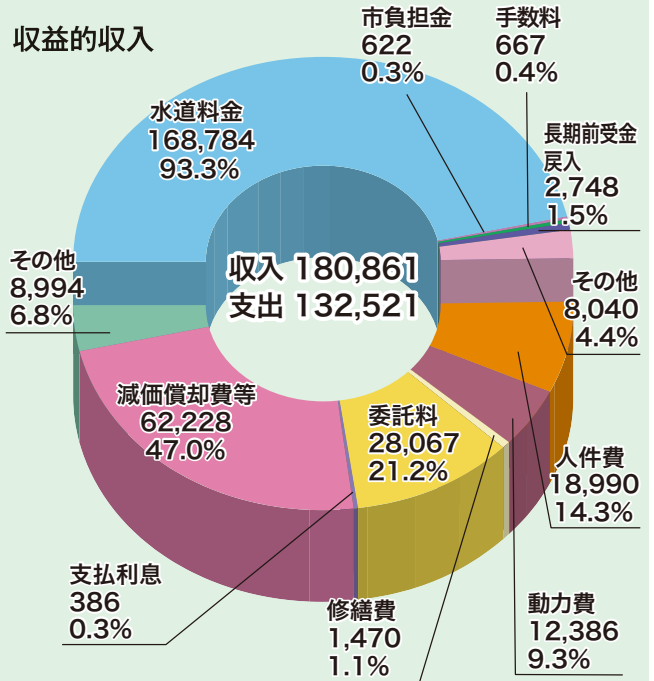
単位：万円（消費税抜き）

資本的支出

収益的収支

当期の収益とその収益を得るために要した費用の内容を明らかにして、経営成績を表す損益計算書の基となる会計

収益的収入



単位：万円（消費税抜き）

収益的支出

水道事業の会計は、複式簿記を採用しており、「資本的収支（資本勘定）」と「収益的収支（損益勘定）」の二本立てで予算を編成し、決算を行っています。

「資本的収支」は、水道施設の整備や機械の購入など事業を持続していくために必要な将来への投資に関する取引を対象とし、当年度の投資額とその財源を表します。

平成30年度の資本的支出は、左上の図のとおり、管路網の整備・耐震化、西部水源井の更新などに要した工事請負費等3億6,391万円のほか、過去の建設改良事業に充てた借入金の返済（企業債償還金）に3,366万円、将来の施設更新需要への備えとして債券購入に5億円を支出し、その他の支出を加え総額で10億2,212万円を支出しました。また、その財源である資本的収入は、市等負担金4,507万円で、収支の不足額9億7,705万円は、新たな企業債の借入れをすることなく、自己資金で補填しました。このため、企業債残高は4,297万円（市民1人当たり379円）となり令和3年度には完済できる見込みです。

なお、収支不足額を補填した自己資金には、次に説明する「収益的収支」に計上される純利益を積み立てた建設改良積立金3億8,226万円と現金支出を伴わない費用である減価償却費等の

損益勘定留保資金5億9,479万円を充てています。

もう一つの「収益的収支」は、事業活動による収益と、収益を得るために必要な費用に関する取引を対象とするもので、収入と支出の差引額は、純利益又は純損失としてその年度の経営成績を表します。また、「資本的収支」に計上された建設改良費等の投資額とその財源となる負担金、補助金は、それぞれ法令に定められた年数に分割されて、次年度以降の「収益的収支」において、投資額は減価償却費（費用）として、負担金、補助金は長期前受金戻入（収益）として計上されます。

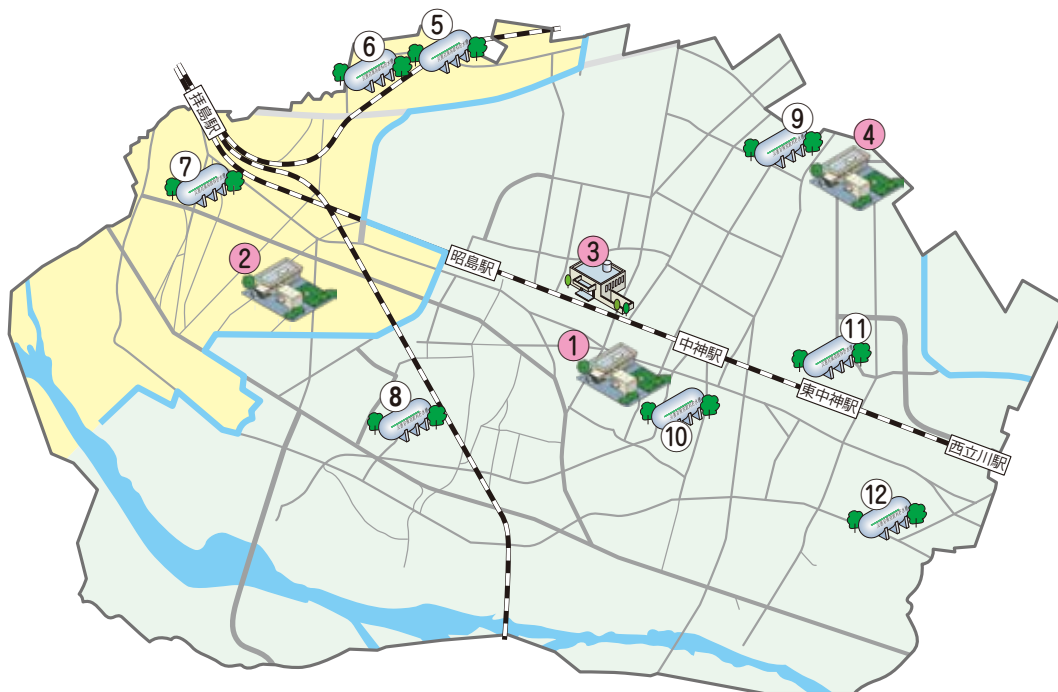
平成30年度は、右上の図のとおり収益的収入が18億861万円に対して収益的支出が13億2,521万円で、差引き4億8,340万円の純利益となりました。

前年度と比較しますと、収入は給水収益の増等により、事業収益総額で723万円の増収となりました。支出では、費用の支出抑制に努めたものの北部配水場完成に伴う減価償却費の大幅増により、事業費総額で6,973万円の増加となりました。この結果、純利益は6,250万円の減益となりました。

昭島市は、清浄な地下水に恵まれ、低コストで高品質の水道水を供給しています。いつまでも安定して水道水を供給できるよう、業務の効率化と適切な施設投資に努め、健全経営を維持してまいりますので、今後も節水と水道料金の納期内納付に市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

震災時の給水拠点 ～応急給水マップを確認しましょう～

昭島市では、地震などの災害による断水に備え、下図のとおり応急給水拠点を設けて直接給水を行う体制を整備しています。いざという時のために、自宅に一番近い応急給水拠点を確認しておきましょう。



配 水 場			
①東部配水場	朝日町4-23-28	③中央配水場	つつじが丘3-1-20
②西部配水場	緑町2-17-16	④北部配水場	もくせいの杜2-2-33

災害対策用飲料貯水タンク (40㎡)			
⑤みほり広場内	美堀町3-2	⑨美ノ宮公園内	武蔵野2-4
⑥エコ・パーク内	美堀町3-16	⑩中神公園内	朝日町3-10
⑦拝島第三小学校内	松原町3-12	⑪富士見丘小学校内	福島町890
⑧上ノ台公園内	大神町2-4	⑫昭和公園内	東町5-11

※災害の規模や被害の状況によっては、給水拠点以外でも給水を行います。
 ※④北部配水場は、現時点では応急給水拠点として利用するために準備が必要であり、発災直後は利用できません。発災後、利用可能になりましたらお知らせしますのでご注意ください。

指定給水装置工事業者のみなさまへ ～指定の更新が必要です～

水道法の一部を改正する法律が令和元（2019）年10月1日に施行されたことに伴い、指定給水装置工事業者のみなさまには、5年ごとに指定の更新が必要になりました。現在受けている指定の初回の更新までの有効期限は、指定を受けた日によって、右表のとおりになります。

有効期限までに指定更新の手続きを行わない場合は、指定が無効になりますのでご注意ください。なお、指定更新の手続き、手数料及び要件は新規指定と同様です。

指定を受けた日	現在の指定の有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2（2020）年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3（2021）年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4（2022）年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5（2023）年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6（2024）年9月29日

※お問い合わせは、水道部業務課へ ☎042-543-6111

貯水槽水道の衛生管理について

ご家庭の水道設備（配水管の分岐部分から蛇口まで）は、その建物所有者の財産であり、維持管理も所有者に行っていただく必要があります。

特に、ビルやマンションなど水道部から給水された水道水を受水タンク（受水槽）に貯めてから各家庭に給水する貯水槽水道は、適切な維持管理と水質の衛生管理が必要です。受水タンクの有効容量が10 m^3 を超えるものは水道法により、10 m^3 以下で5 m^3 を超えるものは都条例により管理の基準が定められています。また、受水タンクの規模がこれらに満たない場合であっても、貯水槽水道の所有者は次のような管理を行うよう努めてください。

【受水タンクの清掃】

1年に1回以上、定期的に清掃してください。

【受水タンクの点検】

有害物、汚水などに汚染されるのを防ぐために、1カ月に1回は施設の点検を行いましょう。

【水質検査の実施】

(1) 毎日行う検査

水の色・濁り・におい・味のチェック

(2) 週1回行う検査

残留塩素の測定

(3) 年1回行う検査（専門の水質検査機関で行う）

理化学検査、細菌検査

【お問い合わせ先】

※受水タンクの有効容量によって異なります。

〈受水タンクの容量が5 m^3 を超える場合〉

東京都多摩立川保健所

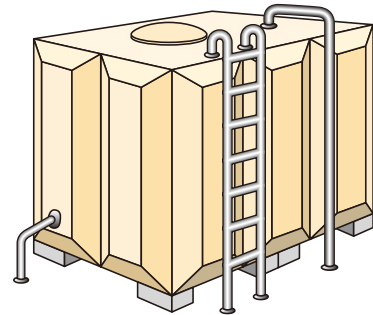
生活環境安全課環境衛生第一担当

（立川市羽衣町2-63）☎042-524-5171

〈受水タンクの容量が5 m^3 以下の場合〉

昭島市水道部工務課給水係

☎042-543-6111



漏水調査を実施しています ～深層地下水100%のおいしい水を守ります～

地下水100%のおいしい水を無駄なくご利用いただけるよう、来年3月中旬まで市内全域で漏水調査を実施しています。

地面の中での漏水は、発見が難しく、貴重な水資源を無駄にしてしまうだけでなく、二次災害を招くおそれさえあります。

調査の方法は、漏水していると発生する「水音」を専用機器で探して漏水箇所を特定します。このため、敷地内へ立ち入ることがありますので、ご協力をお願いします。

なお、調査は水道部が委託した調査員（腕章着用、身分証明書携帯）が行い、お客様に調査費用を請求することはありません。



お問い合わせは、工務課工務係へ
☎042-543-6111